

# 証拠構造の解析方法 チャートメソッドのすすめ

特集  
情況証拠  
による  
事実認定

村岡啓一 弁護士

はじめに

情況証拠による事実認定は、完成図のないジグソーパズルに似ている。バスケット一杯のピースからどんな図柄を完成させるのかは、試行者がバスケットの中からどの特定のピースを選び出すのかにかかっている。最初から完成図があつて完成に至るピースが一定しているのであれば、試行者が異なつても、時間の差はあつても同じ図柄になるはずである。

ところが、情況証拠による事実認定の場合、検察官は、最初に一定の犯罪仮説にしたがつて、バスケット一杯のピースから図柄完成に必要な特定のピースだけを選び出すことができるが、被告人および弁護人には、最初か

らバスケットにアクセスする自由がない。その結果、「完成図のないジグソーパズル」とは言つても、試行者ごとに、まったくジャンルの異なる図柄ができあがるのではなく、被告人および弁護人に行きわたることは、検察官が描き出した美しい富士山の図柄の頂上のピースが欠けていることを示すか、最大限がんばつても、同じピースを使つて、実は富士山ではなくマッターホルンであることを示すことにとどまる。

こうした防御の受動的性格を踏まえて情況証拠と闘うためには、どうしても、検察官の提出した多数の情況証拠がどのような相互関係を保つて一定の間接事実を証明し、また、その間接事実からどのような経験則および

論理則にしたがつて主要事実を証明したと主張されているのかを正確に把握する必要がある。これを「証拠構造分析」という。わが国の実務では、検察官の冒頭陳述と論告という形で公判審理の最初と最後に検察官の主張と証拠との関連が示されるが、上記のようなジグソーパズルの図柄と個々のピースとの関係が明示的に示されるわけではない。したがつて、検察官によつて提出された情況証拠群から、その相互の関連性と証拠価値を読み解く作業は被告人および弁護人に課されている。

また、いったん、裁判所の判断が示された後の上訴および再審の場合にも、今度は、裁判所が採用したピースと有罪のジグソーパズルの図柄との

関係が批判の対象となるので、やはり、「証拠構造分析」の作業が必要となる。公判時との違いは、前者の場合には、証拠関係は流動的なので、審理の進行に伴つて日々ピースと図柄の関係は変動するのに対し、後者の場合には、完成図として確定された図柄を静止状態で分析できるところにある。攻撃・防御の最中にある「実務家の眼」と戦闘終了後の「歴史家の眼」との違いとして説明されるが、刑事弁護人は、場面に応じて、この二つの眼を持たなければならぬことに変わりはない。

本稿では、この「証拠構造分析」の方法として、世界的に広く用いられているウイグモアのチャート・メソッドを簡略化した方法を紹介する(「Evidence Anderson and William Twining,

“Analysis of Evidence”, (Weidenfeld and Nicolson London, 1991) の第三章参照)。

チャート・メソッドの最大の効用は、当該事件の状況証拠の相互関係および推論・反論などの議論の状況が一覧図として可視化される点にある。図解したからといって、そこから、個々の証拠の信用性や推論の合理性が帰結されるわけではないが、まず、事件の全体像、すなわち状況証拠の証拠構造を論理的に整理して把握することによって、次のステップである証拠評価ないし論理批判の基礎を提供するのである。実践的に言えば、この図解する過程で行う状況証拠の批判的分析および論理的思考が戦略決定ないし判決批判のターゲットを浮き彫りにすることにつながるのである。

すでに、個人ないし各弁護士においてさまざまな分析方法のノウハウが蓄積されているものと推測するが、必ずしも一般に公開されている状況とは言いがたいので、あえて、一つの参考例を示し、各人がカスタマイズして一層使い勝手のよい方法を編み出すことを期待する次第である。

## 基本的パレット

ウィグモアのチャート・メソッドでは数多くの記号と約束事があるが、簡略法では基本となる記号は次の八個である。

- (1) □(四角) これは供述証拠を示す。
- (2) ○(丸) これは非供述証拠あるいは推論された間接事実を示す。
- (3) >(解放角) これは対立当事者が提示した間接事実に対し別の説明が可能であることを示す。
- (4) <(水平三角) これは提示された間接事実を補強する証拠があることを示す。
- (5) ↑または←(矢印) 矢印の方向は、低次の間接事実から高次の間接事実(主要事実)への推論の場合は上方へ、同じレベル間の間接事実相互の関係を示す場合は水平に向いている。
- (6) ∞(無限大記号) これは供述証拠または証拠物

を事実認定者が直接認識したことを示す。

(7) ¶(パラグラフ記号)

これは裁判所にとつて顕著な事実ないし公知の事実など特段の証明を必要としない事実を示す。

(8) G(Gの大文字)

これは右のような公知の事実ではないが、当該事件の当事者間の議論において重要な役割を果たすと考えられる一般論を示す。

ウィグモアのチャート・メソッドでは、供述証拠および非供述証拠から導かれる間接事実が「真」と考える場合には、各記号の真ん中に黒丸を付し、「偽」と考える場合には白丸を付し、真偽不明の場合には「？」を付す約束になっている。また、間接事実の推認力の強弱も二重矢印などで可視化される。しかし、これらは証拠評価の結果であるから、最初のチャート作成段階ではとくに必要ではない。簡略法に慣れたら、こうした証拠評価を記号化するのも有用だろう(記号の多様化は煩雑なので、記号は最少限度にとどめ、証拠評価の結果や推認力の強度を色

彩で表すことも可能である。筆者は色彩の差を利用してゐる)。

## キー・リストの作成

証拠構造分析の結果をチャート化する前に、公判審理中であれば、検察官提出証拠とそれが示している事実を簡潔に要約しておかなければならない。また、判決文の批判をするのであれば、裁判所が採用した証拠とそれから推論された認定事実を抽出しておかなければならない。この作業が「キー・リストの作成」である。いわば、ジグソーパズルの個々のピースを確定することであり、状況証拠ないし間接事実の立証命題を簡潔に文章化してアットランダムに表示することを指す。

状況証拠は断片的であるから、そのピースが最終的に完成図柄のどの位置に当てはまるのかは最初はわからない。それで、発見した順番に通し番号を付して「キー・リスト」を作成する。次に、論理的な関係に従って状況証拠の性質と推論過程を示す記号を用いてチャート化する。この場合、チャートのほうには、記号の傍らに

キー・リストの番号だけが付され、その情況証拠がいかなる内実を持っていてののかは、キー・リストを見なければわからない。情況証拠の数がわずかであれば、あえて、記号化されたチャートとキー・リストを分ける必要はなく、チャートの記号に立証命題を付記してももちろん構わない。しかし、情況証拠の積み重ねから事実認定がなされる多くの事件では夥しい数の情況証拠が存在するので、一覧化するためには、どうしても記号化されたチャートとキー・リストとが分離されるをえないのである。

いったん、論理的思考を経てチャートが完成されたならば、それを基に証拠評価および推論過程の合理性が検討されることになるが、ジグソーパズルの図柄が弁護側のチャートによっても示すことができる場合には、逆に、チャートの構成に従ってキー・リストの要約文を並べ替えば、それだけで、弁護側の反論、最終弁論ができる。陪審制のもとでは、弁護人は、検察官の示した情況証拠から直ちに検察官の主張とは異なる別の事件の構図を陪審員に示す必要があるが、それを可能とする技術の一つに、こうし

た記号化されたチャートとキー・リストの活用があったのである。わが国でも、今後、集中審理方式が採用されることになるから、こうした技術の習得は不可欠なものとなろう。

### 具体例

以下に、前記アンダーソンらの簡略法の適用例を示してみよう。

#### キー・リスト

- 1 一月一日午後四時四五分、被告人Xは被害者Yの家に居た。
- 2 一月一日午後四時三〇分、XはYの家に入った。
- 3 Aは、一月一日午後四時三〇分、XがYの家に入ったのを見た。
- 4 Aの証言「私は、一月一日午後四時三〇分、通りを横切つて歩道を歩いていた時に、XがYの家に入ったのを見ました」。
- 5 一月一日午後五時、XはYの家を出た。
- 6 Cは、一月一日午後五時、XがYの家を出たのを見た。
- 7 Cの証言「私は、一月一日午後五時、XがYの家を出たのを見ま

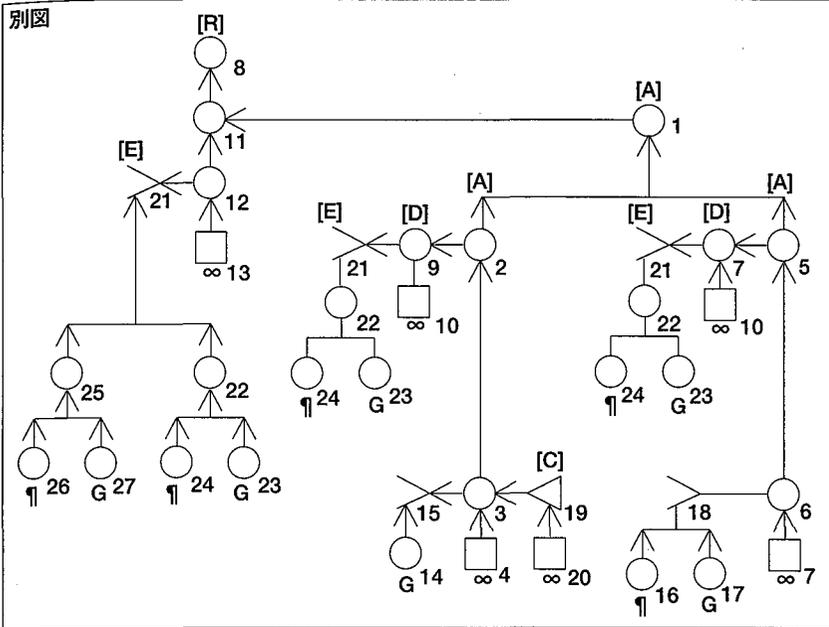
した」。

- 8 Xは一月一日にはYの家には居なかつた。
- 9 Xは一月一日にはYの家に入らなかつたし、そこから出てきたこともなかつた。
- 10 Xの供述「私は、一月一日には一度もYの家には行つておりません」。
- 11 Xは、一月一日午後四時四五分、自分の事務所へ居た。
- 12 Xは、一月一日午前九時から午後五時まで、Xの事務所へ仕事をしていた。
- 13 Xの供述「私は、一月一日午前九時から午後五時まで、自分の事務所へ仕事をしています」。
- 14 通りの反対側の歩道を歩いている歩行者が前記目撃証言のように人物を特定できるかは疑わしい。
- 15 Aが見たYの家に入った人物はX以外の第三者の可能性がある。
- 16 一月一日の日の入りは、午後五時よりも前であった。
- 17 日の入り後に前記目撃証言のように人物を特定できるかは疑

わしい。

- 18 Cが見たYの家から出てきた人物はX以外の第三者の可能性がある。
- 19 Bは、一月一日午後四時三〇分、XがYの家に入ったのを見た。
- 20 Bの証言「私は、一月一日午後四時三〇分、XがYの家に入ったのを見ました」。
- 21 Xの供述に信を措くべきではない。
- 22 Xは、一月一日の行動および居所について虚偽を述べている。
- 23 訴追された者には、罪を免れるかもしれないとの思いから嘘の証言をする強い誘引がある。
- 24 Xはこの事件の被告人である。
- 25 Xは、たぶん、一月一日に事務所には居なかつた。
- 26 一月一日は、元旦であるうえ、この地域では公休日であった。
- 27 この地域では、元旦に事務所に出で終日働く人間はきわめて稀である。
- チャート 別図のとおり。  
チャートに付記されているローマ字の意味は次のとおりである。

別図



- [A]は主張 assertion
- [E]は説明 explanation
- [R]は反仮説 rival
- [D]は否定 denial
- [C]は補強 corroboration

### チャートの読み方

左上の図の例は、被告人の弁明が検察側の目撃証人の証言および特別の立証を必要としない一般的傾向と対立している状況を図解したものであ

る。この例からもわかるとおり、チャートは検察官の主張と証拠の關係およびそれに対する別の説明の可能性などを論理的に整理するものではなく、ここから、証拠の証明力や強度が導き出されるものではない。被告人に嘘を言う一般的な傾向があるとこの経験則があるのか否かも確定されているわけではない。単に検察官の主張(あるいは裁判所の認定)はこのような構造になっているということを示しているにすぎない。しかし弁護人はこのチャートを見ながら、どこの前提事実なり情況証拠が崩れればどの立証命題が成り立たなくなるのかわかるのである。

たとえば、被告人Xが事務所に終日居たことを証明する人証なり物証があれば、一挙にこの検察官の組み立ては崩壊する。事務所を訪れた友人の証言、当日救急車を呼んだ電話記録などが発見されれば、それらは被告人の弁明を補強する情況証拠として上記チャートに書き加えられていくのである。

本稿の目的は、簡略化されたウィグモアのチャート・メソッドを紹介することにあるので、本特集で取り上げた

情況証拠による事実認定が問題となつた各判例の証拠構造分析は読者各自に委ねるが、完成したチャートを眺めれば、福井の女子中学生殺人事件(前川事件)の場合には、立証命題を下支えしている証拠がすべて□(四角)の記号で表現されていること、そのうち∞(無限大)の記号で示されるものがきわめて限定されていることに気づくだろう。また、ロス疑惑銃撃事件や東電OJ殺人事件の各無罪判決をチャート化すれば、別の説明の可能性を示す△(解放角)が随所に見られることに気づくであろう。このように、チャートは事件ごとに千差万別であり、また作成者ごとに異なるが、記号全体を見れば、その事件の個性を正確に反映しているのである。重要な間接事実を下支えしている記号が□(パラグラフ記号)やGの文字であるならば、その立証を疑ってかかるべきである。

情況証拠による事実認定の適正化のために、まずは、弁護士がチャート・メソッドを駆使してより論理的かつ説得的な批判・弾劾活動に努めることから始めよう。

(むらおか・けいいち/札幌弁護士会)

